

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（子育て部分休暇） 第16条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 〔略〕 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。 2 〔略〕 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u> <u>第16条の7 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員</u>	〔同左〕 第16条の4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 〔略〕 〔同左〕 第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（<u>次条において「請求等」という。</u>）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。 2 〔略〕 〔新設〕

(以下この項において「申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして墨田区規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、墨田区規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして墨田区規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

<u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>	
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の第16条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。